

2025年4月から

夫婦で育児休業を取得すると、育児休業給付の額が引き上げられます

（※育児休業給付については、本誌 P10～参照）

通常、育児休業給付の額は、休業開始から通算6か月までは給料の67%（手取額の80%相当）ですが、**夫婦ともに育児休業を取得した場合、最大28日間まで給付率が80%**（手取額の100%相当）になります。

給付条件：

- ①子どもが生まれた後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に
 - ②夫婦ともに**14日以上**の育児休業を取得（同時でなくてよい）
- ※配偶者が専業主婦（夫）の場合や、一人親家庭の場合などには、一人だけの育児休業でも80%になります。

給付期間：

通算で最大**28日間**

※育児休業等を分割して取得する場合は、合算して28日間まで



男性の育児休業取得を推進するための施策です

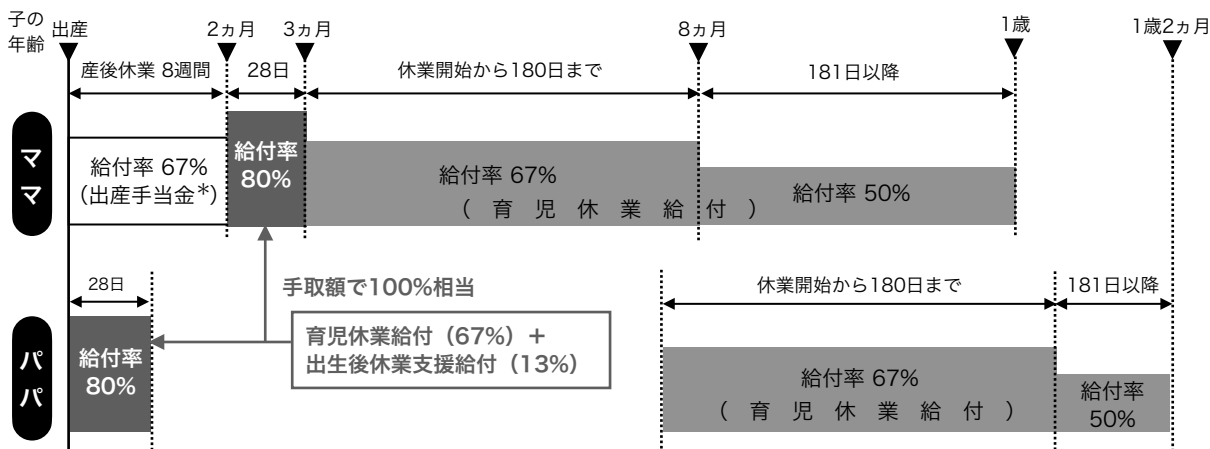
給付額：

休業開始前の給料の**80%**の額

※実際には、育児休業給付（67%）に「出生後休業支援給付」（13%）が上乘せされます。

上乘せ額 = 休業開始時賃金日額（本誌 P11参照） × 支給日数 × 13%

《育児休業給付（引き上げ後）のイメージ》



※出産手当金は、健康保険等から給料の約3分の2の額が支給されます。

2025年4月から

育児時短就業給付が創設されます

2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合、時短勤務中に支払われた賃金額の最大10%が育児時短就業給付として支給されます。（雇用保険からの給付）